

貸金庫規定改正のお知らせ

平素より、鹿沼相互信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記のとおり貸金庫規定を改正いたします。

なお、改正後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまも適用対象となります。

当金庫は、今後もお客様に安心して貸金庫をご利用いただけますよう管理態勢強化やサービス改善に引き続き努めてまいります。

記

1. 対象規定

貸金庫規定

2. 主な改正内容

(1) 貸金庫に格納いただけないものに以下を追加

- ①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの（注）。

（注）ご参考：「リスクが高いと考えられるもの」に含まれる物品等と含まれない物品等の例示

●「リスクが高いと考えられるもの」に含まれる物品等

- ・現金（本邦通貨及び外国通貨。金額の多寡を問いません。）

●「リスクが高いと考えられるもの」に含まれない物品等

- ・記念通貨や現在発行されていない貨幣・紙幣〔ただし、現在発行されている紙幣と肖像が同一であるものは除きます。〕
- ・金を含む貴金属や宝石 など

- ②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの。

(2) 利用目的の確認等の追加

- ①マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、貸金庫の利用目的を、書面でご申告いただくこと。
- ②マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で、貸金庫の利用状況を確認させていただくこと。

(3) 解約要件の追加

※詳細は、別紙新旧対照表をご覧ください。

3. 改正日

令和7年12月1日（月）

4. ご留意事項

- (1) 上記2. (2) ①記載の申告書面につきましては、令和7年12月以降、店頭での貸金庫開閉にかかるお手続きの際に都度申告をお願いいたします。
- (2) なお、長期間貸金庫開閉のご利用のないお客さまにつきましては、令和8年4月以降、順次お届けいただいている住所宛てに申告書面を郵送させていただきます。

以上

■ 「貸金庫規定」 新旧対照表

(下線部が改正箇所です)

新 貸金庫規定	旧 貸金庫規定
<p>第1条 (格納品の範囲)</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① 公社債券、株券その他の有価証券</p> <p>② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p>③ 貴金属、宝石その他の貴重品書類</p> <p>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。</p> <p>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</p> <p>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</p> <p>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</p>	<p>第1条 (格納品の範囲)</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① 公社債券、株券その他の有価証券</p> <p>② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p>③ 貴金属、宝石その他の貴重品書類</p> <p>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。</p> <p style="text-align: center;">— 新設 —</p>
<p>第2条 (利用目的の確認)</p> <p>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</p> <p>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</p>	<p style="text-align: center;">— 新設 —</p>
<p>第3条 (契約期間等) ~ 第10条 (損害の負担等)</p> <p style="text-align: center;">— 省略 —</p>	<p>第2条 (契約期間等) ~ 第9条 (損害の負担等)</p> <p style="text-align: center;">— 省略 —</p>
<p>第11条 (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができます。第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p>	<p>第10条 (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができます。第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p>
<p>第12条 (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつで</p>	<p>第11条 (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつで</p>

も解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。また、第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
- ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあり、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

も解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。また、第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

— 新設 —

— 新設 —

— 新設 —

— 新設 —

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他本号AからEに準ずる者

③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他本号AからDに準ずる行為

(4) 前2項または第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日により第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に認められる方法、時期、価格等を処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開扉に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

第13条（貸金庫の修繕、移転等）～
第17条（規定の変更等）— 省略 —

A90066 令和7年12月1日現在

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他本号AからEに準ずる者

③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他本号AからDに準ずる行為

(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日により第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に認められる方法、時期、価格等を処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開扉に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

第12条（貸金庫の修繕、移転等）～
第16条（規定の変更等）— 省略 —

A90066 令和2年4月1日現在